

竹下第 37 号

令和5年7月13日

竹原市下水道使用料審議会

会 長 小林 正和 様

竹原市長 今 榮 敏 彦

諮 問 書

竹原市下水道使用料審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

持続可能な竹原市下水道事業運営のための下水道使用料の適正化について

2 諮問の理由

竹原市では、家庭や事業所から排水された汚れた水をきれいにして河川や海に戻し、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の維持と公共用水域の水質保全という公共目的のため、平成元年度に下水道事業に着手し、平成18年度には竹原浄化センター及び中央第2雨水排水ポンプ場が一部供用開始するなど都市基盤整備に取り組んでまいりました。

この下水道事業は、竹原市の一般会計とは区分した特別会計により経理しており、家庭等から排出された汚水の処理は、利用者に使用料の負担を求め、これを主な収入として事業運営しているところですが、近年の限られた地域で短時間に激しい雨が降る集中豪雨への対応、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築など、下水道事業に課せられた役割は、大変大きくなっています。

このような中、効率的な事業経営による経費削減を優先することとし、供用開始以来、消費税による改定を除いて一度も下水道使用料の改定を行うことなく、下水道サービスの提供に努めてまいりました。

しかしながら、これまでの経営努力にも関わらず汚水処理経費回収率は、令和4年度決算で56.8%と低い水準に留まっています。下水道事業は、公営企業としてその事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく「独立採算の原則」のもとに経営が行われるべきものでありますが、実際には不足する費用を一般会計が補っている状況です。

さらに、全国的に少子高齢化社会による人口の減少や生活様式の多様化、節水意識の高まりなどから水需要は減少し、下水道使用料の増加が見込まれない状況にあります。また、近年の電気料金等の物価上昇など社会情勢の著しい変化や地方行財政を取り巻く厳しい環境の下で、下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

加えて、竹原浄化センター及び中央第2雨水排水ポンプ場の機械及び電気設備については、今後、耐用年数を超える設備の増加が見込まれており、適切な維持管理による施設の長寿命化や、計画的な改築更新に重点を置いたストックマネジメントに取り組む必要が生じています。

つきましては、下水道事業を取り巻く社会環境の変化に対応し、今後も市民に安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための下水道使用料のあり方について、多様な視点からご審議いただきたく、貴審議会の意見を求めるものです。